

平成 18 年 2 月 27 日

企業会計基準委員会 事務局 御中

全国銀行協会

公開草案「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計  
処理に関する実務上の取扱い」に対する意見書の提出について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒  
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

有限責任事業組合に対する出資における会計処理と法人税法上の適用について

有限責任事業組合に対する出資に関して、当該会計処理による税務上の不利益  
が生じないよう平仄の取れた会計処理、通達適用となるよう要望いたしたい。

(理由)

1. 公開草案の Q 1 においては、「有限責任事業組合に対する出資は、(中略)金融商品会計実務指針第 132 号により会計処理を行うことが適当であると考えられる。具体的には、有限責任事業組合の財産の持分相当額を出資金(中略)として計上し、当該有限責任事業組合の営業により獲得した損益の持分相当額を有限責任の範囲内で、当期の損益として計上することになる」とされ、いわゆる「純額法」による会計処理を原則としている。

また、ただし書きにおいて、「その経営内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することとなる(金融商品会計実務指針第 308 号)。(中略)経済実態を適切に反映するように、組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債等として貸借対照

表に計上し、損益計算書についても同様に処理することも考えられる。また、状況によっては貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法も認められるものと考えられる」として、いわゆる「総額法」及び「中間法」を特例的位置付けとしている。

2. 一方、平成 17 年度の税制改正により「有限責任事業組合契約による組合事業に係る損失がある場合の課税の特例」が創設されたことに伴い、「平成 17 年 12 月 26 日付法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達：課法 2-14、課審 5-212）」において、任意組合以外の組合事業の一般的な取扱いが明確化された。

改正後の法人税基本通達 14-1-2（任意組合等の組合事業から分配を受ける利益等の額の計算）によれば、いわゆる「総額法」による計算を要求し、純額法及び中間法については継続適用を要件に「多額の減価償却費の前倒し計上などの課税上の弊害がない限り、これを認める」とし、原則的会計処理について公開草案と異なる規定を行っている。

また、法人税基本通達 14-1-2 は、組合事業の会計処理ごとに適用のある法人税法の規定についても定めており、公開草案による原則的会計処理（「純額法」）の場合、法人税法に規定する「受取配当等の益金不算入、所得税額控除、引当金の繰入、準備金の積立て」が行えなくなる。

法人税法の適用にあたっては財務上の会計処理に経理要件を依存していることから、会計処理による税務上の不利益が生じないように平仄の取れた会計処理、通達適用となるよう要望いたしたい。

以 上